

北空知衛生センター組合規約

昭和41年4月19日

組合規約第1号

改正 昭和42年10月 7日組合規約第1号 平成 5年 8月 6日組合規約第1号 平成19年 3月29日空地政5251号
昭和44年 2月 5日組合規約第1号 平成 8年 8月26日組合規約第1号 平成22年 2月 2日空地政5213号
昭和45年 2月10日組合規約第1号 平成10年 2月16日組合規約第1号 平成23年 1月11日市町村1364号
昭和46年 6月16日組合規約第1号 平成13年10月 2日組合規約第1号 平成30年10月26日市町村1223号
昭和49年 9月14日組合規約第1号 平成14年11月 1日組合規約第1号 令和元年 12月18日市町村1525号
平成 4年 5月27日組合規約第1号 平成17年11月29日空地政3789号

(組合の名称)

第1条 この組合は、北空知衛生センター組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同で処理する。

- (1) し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務
- (2) 可燃ごみ（生ごみを含む。）の処理（焼却処分を除く。）、不燃ごみの処理及び資源ごみの処理に関する事務
- (3) 火葬に関する事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、深川市一已町字一已1863番地北空知衛生センターに置く。

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は9人とする。

2 組合議員は、関係市町の議会の議員のうちから当該市町の議会で選挙した者とし、その定数区分は次のとおりとする。

- (1) 深川市 4人
- (2) 妹背牛町 2人
- (3) 秩父別町 1人
- (4) 北竜町 1人
- (5) 沼田町 1人

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町の議会の議員としての任期による。

2 組合議員は、関係市町の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

3 組合議員が欠けた場合は、関係市町の議会において直ちに補欠の組合議員を選挙しなければならない。

(議長及び副議長)

第7条 組合議会は、組合議員の中から議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第8条 組合に、組合長及び副組合長を置く。

2 組合長は、組合事務所所在地の市町長をもってあてる。

3 副組合長は、組合長を除く関係市町の長をもってあてる。

(組合長及び副組合長の任期)

第9条 組合長及び副組合長の任期は関係市町のそれぞれの職の任期による。

(会計管理者)

第10条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、関係市町の会計管理者のうちから組合長が任命する。

(補助職員)

第11条 第8条及び第10条に規定する者のほか、この組合に必要な職員を置く。

2 前項の職員は、組合長が任免する。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、組合長が議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(組合の経費の支弁の方法)

第13条 組合の経費は、関係市町の分賦金、使用料、手数料及びその他の収入をもってあてゐる。

2 分賦金の負担割合は、次のとおりとする。

議会費、監査委員費、公平委員会費		均等割
し尿及び浄化槽汚泥の処理に要する経費	施設の建設に要する経費(公債費を含む。)	均等割 10% し尿処理施設整備計画書における各市町のし尿及び浄化槽汚泥の収集人口に比例した割合 90%
	上記の経費を除くその他の経費	前年度9月末日現在における過去1年間の各市町のし尿及び浄化槽汚泥の収集量に比例した割合
可燃ごみ(生ごみを含む。)の処理(焼却処分を除く。)、不燃ごみの処理及び資源ごみの処理に要する経費	施設の建設に要する経費(公債費を含む。)	均等割 10% 前年度9月末日現在における過去1年間の各市町のごみの処理量に比例した割合 90%
	上記の経費を除くその他の経費	前年度9月末日現在における過去1年間の各市町のごみの処理量に比例した割合
火葬に関する経費	施設の建設に要する経費(公債費を含む。)	均等割 10% 前年度9月末日現在の各市町の住民基本台帳人口に比例した割合 90%
	上記の経費を除くその他の経費	前年度9月末日現在の各市町の住民基本台帳人口に比例した割合

(その他)

第14条 その他必要な事項は組合長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

(事務の承継)

第2条 組合は、平成31年3月31日をもって解散した北空知葬斎組合の事務を承継する。

(経過措置)

第3条 この規約の施行の日の前日において、改正前の規約の規定により組合議会の議長、副議長、関係市町の議会の議員のうちから当該市町の議会で選挙された組合議員、組合長、会計管理者及び監査委員の職にあった者は、この規約の施行の日において、それぞれ相当規定に基づき当該職に選任されたものとみなす。この場合において、監査委員の任期の末日は、従前の任期の末日と同日とする。

2 この規約の施行の日の前日において、改正前の規約の規定により、関係市町の長である組合議員及び副組合長の職にあった者の任期は、改正前の規約の規定にかかわらず、同日限りとする。

附 則 (令和元年12月18日市町村第1525号指令)

この規約は、令和2年4月1日から施行する。